

## ○えびの市空き家バンク要綱

(平成20年10月8日えびの市告示第141号)

改正 平成26年3月25日告示第30号 平成28年9月30日告示第188号

平成31年3月26日告示第30号 令和2年12月23日えびの市告示第172号

令和5年3月23日告示第36号 令和5年3月29日告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、えびの市における空き家・空き地の有効活用を通して、えびの市民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク えびの市内に存する空き家・空き地・空き店舗・空き事業所(空き家・空き地・空き店舗・空き事業所となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。)の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し、提供する制度をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう(あっせん及び仲介等を目的とした業務を行う者を除く。)
- (3) 利用登録者 市内へ定住等を目的として空き家等の利用を希望し登録を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへの登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家等登録申込書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク物件登録カード(別記様式第2号)
- (2) 空き家バンク登録誓約書兼同意書(別記様式第3号)

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、空き家バンク登録台帳に記載しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによることが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家等の登録事項の変更及び抹消の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき又は当該登録を抹消しようとするときは、速やかに空き家バンク登録（変更・抹消）届出書（別記様式第4号）に変更内容等を記載し、市長に届け出なければならない。

(空き家等の登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家等登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (2) 当該空き家等にかかる所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 登録の日から3年を経過したとき（改めて登録申込みを行うことにより再登録する場合を除く。）。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用登録の申込み等)

第7条 空き家等の利用を希望する者は、空き家等利用登録申込書（別記様式第5号）に空き家バンク利用登録誓約書兼同意書（別記様式第6号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する利用登録の申込みはできないものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めたときは、空き家等利用登録台帳に記載しなければならない。

- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在しようとする者
- (2) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(利用登録事項の変更及び抹消の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったとき又は当該登録を抹消しようとするときは、速やかに空き家等利用登録（変更・抹消）届出書（別記様式第7号）に変更内容等を記載し、市長に届け出なければならない。

(利用登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等利用登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が、第7条第2項各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 利用登録者が、空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用登録申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。

(5) 利用登録の日から3年を経過したとき（改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合を除く。）。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第10条 市長は、空き家等の登録情報をホームページ及び広報紙等に掲載し周知するものとする。

2 市長は、利用登録者に対して空き家バンク登録台帳に記載された情報のうち、必要なものを提供するものとする。

(空き家等登録者及び利用登録者の交渉等)

第11条 市長は、空き家等登録者及び利用登録者の空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しない。

(個人情報の保護)

第12条 第4条第2項及び第7条第2項の規定により、市が保有する登録台帳に記載する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

2 空き家等登録者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第30号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日告示第188号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第30号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日えびの市告示第172号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第36号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第51号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、当分の間改正前の用紙を使用することができる。

別記様式第1号（第4条関係）

空き家等登録申込書

[別紙参照]

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク物件登録カード

[別紙参照]

様式第3号（第4条関係）

空き家バンク登録誓約書兼同意書

[別紙参照]

様式第4号（第5条関係）

空き家バンク登録（変更・抹消）届出書

[別紙参照]

様式第5号（第7条関係）

空き家等利用登録申込書

[別紙参照]

様式第6号（第7条関係）

空き家バンク利用登録誓約書兼同意書

[別紙参照]

様式第7号（第8条関係）

空き家等利用登録（変更・抹消）届出書

[別紙参照]